

「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」

このことについて、別紙のとおり関係のそれぞれへ提出する。

平成25年9月30日 提出

提出者 総務文教常任委員長 埴 豊

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等

学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

[内閣総理大臣・文部科学大臣・財務大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長あて]

全国では高校生の3割が私立高校で学んでおり、私学は公教育に大きな役割を担っています。

平成22年度から公立高校の無償化とともに私学への就学支援金が実施され、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れています。

しかしながら、私立高校では就学支援金支給後も初年度納付金で約59万円の負担が残されており、就学支援金制度のさらなる拡充が求められています。

平成24年9月、日本政府は国際人権社会権規約第13条2項(b)(c)「中等教育・高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回しました。これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げてすすめることを、世界にむけて宣言したことに他なりません。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さをいっそう発揮するための教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められています。

よって国においては、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

1. 私立高校等就学支援金制度を拡充すること
2. 私立高校経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月 日

燕 市 議 会

学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等
学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書

[県知事あて]

私立高校は、建学の精神・独自の教育理念に基づいて教育をすすめる公教育期間として認可され、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきました。

平成22度から公立の無償化とともに私学への就学支援金制度が実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果が現れています。

しかしながら、私立高校では国・県の学費軽減措置後も初年度納付金で約17万～40万円の負担が残されており、学費軽減制度のさらなる拡充が求められています。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難をかかえてきました。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約2割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしています。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額・拡充が求められます。

よって県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興をはかる立場から、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること
2. 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 9月 日

燕 市 議 会